案

第二次聖籠町子ども 読書活動推進計画

(令和2年度~令和6年度)



聖籠町教育委員会

目 次

第1章	計画の策定にあたって・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1.	計画策定の趣旨			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2.	計画の対象と期間			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3.	計画の基本方針			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
4.	聖籠町の子どもの読書活動の状況			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
5.	発達に合わせた読書環境づくり			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第2章	計画推進のための方策														6
布 4 早	司画推進のための万束	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	٠	٠	٠	O
分~早	計画推進のための万束	•	•	• •	•	·	·	•	•	•	•	•	•	•	U
第2章 1.	家庭における読書活動の推進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
		•	•	•	•		•						•		6 10
1.	家庭における読書活動の推進	•	•	•	•	•	•						•		6 10 19
1. 2.	家庭における読書活動の推進 学校等における読書活動の推進	•	•	•	•		•						•	•	10
1. 2. 3.	家庭における読書活動の推進 学校等における読書活動の推進 町立図書館における読書活動の推進	•	•	•	•		•							•	19
1. 2. 3. 4.	家庭における読書活動の推進 学校等における読書活動の推進 町立図書館における読書活動の推進	•	•	•	•	•								•	19

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

聖籠町では、町内すべての子どもたちがあらゆる機会と場所において読書活動ができる環境づくりを推進するため、平成28年1月に「聖籠町子ども読書活動推進計画」(第一次計画)を策定し、様々な取組を進めてきました。この計画は平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づくもので、国では平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第一次基本計画)を策定し、以後平成30年4月策定の第四次基本計画までおおむね5年毎に基本方針と具体的な方策を示してきました。

新潟県でも、平成16年3月に「新潟県子ども読書活動推進計画」(第一次)、 平成21年3月に同計画(第二次)、令和2年3月に同計画(第三次)を策定し、 その中において市町村等が主体的に取組を進めることを期待しています。

本計画は、こうした国、県の直近の計画を踏まえ、第4次聖籠町総合計画後期基本計画の内容に沿うとともに、聖籠町の第一次計画で掲げた基本方針を引き継ぎ、子どもの読書環境の整備を一層推進することを目指します。

なお、令和2年度内に第5次聖籠町総合計画の策定が予定されていますが、 それにより必要に応じて本計画を見直すこととします。

2. 計画の対象と期間

本計画の対象とする子どもは、おおむね0歳から18歳までとします。また、子どもたちの読書環境の整備や読書活動の推進に関わる保護者、ボランティア、教職員及び行政担当者等も対象とします。

本計画の期間は令和2年度から6年度(第二次推進期間としておおむね5年間)とします。

3. 計画の基本方針

(1) 子どもが読書に親しむための機会の提供と環境づくり

日常生活における様々な場面において、子ども自身がそれぞれの発達段階に応じて読書の楽しさを実感するきっかけをつくり、生活の中に読書が根付くよう環境づくりに努めます。

(2) 家庭・学校等・地域の連携と協力による取組の推進

家庭・学校等・地域が一体となって、子どもたちの読書活動を推進するために、それぞれが担うべき役割を果たすことはもとより、相互に連携・協力しながら取組を推進します。

(3) 子どもの読書活動に関する広報・啓発

保育園・こども園、小中学校、町立図書館等の関係機関は、町民が広く子どもの読書活動について理解と関心を深めるため、様々な機会を通して読書活動の意義や重要性について広報活動を推進し、啓発を図ります。

4. 聖籠町の子どもの読書活動の状況

一次計画における小中学校の数値目標の達成状況は p. 27 資料 1 のとおりです。小学 6 年生と中学 3 年生を対象に行われた全国学力学習状況調査の平成 26 年度と令和元年度の調査結果を比較すると、平日 1 時間以上読書すると答えた子どもの割合が上昇し、平日全く読書しないと答えた子どもの割合(不読率)が低下しており、聖籠町と県または全国との差は大幅に縮小しています。

一方、町内小中学校の学校図書館における子ども1人当たりの図書の貸出数について平成26年度と令和元年度を比較すると、小学校では73.8冊から77.2冊へと増加していますが、中学校では9.3冊から4.8冊へ大幅に減少しています。(p.28資料2参照)

次に、町立図書館の数値目標については、p. 29 資料 3 のとおりです。児童図書貸出冊数が平成 26 年度 43, 188 冊から令和元年度 65, 789 冊へと 52. 3%上昇し、18 歳以下の貸出利用者数が平成 26 年度 5,837 人から令和元年度 7,351 人へと 25. 9%上昇するなど四つの目標値が達成されています。

一方、令和元年度の登録者数(年間有効登録者数※1)を見ると、小学生、中学生、高校生と年齢が上がるにつれ登録者数の割合は低下しており、読書から遠ざかる傾向は平成26年度と変わっていません。

【町立図書館 登録者数(年間有効登録者数)(令和2年3月末現在)】

年 齢	0~6才	7~12 才	13~15 才	16~18 才	19~22 才	23~29 才
登録者数(人)	134	670	85	34	55	148
構成比(%)	4. 1%	20.5%	2.6%	1.0%	1. 7%	4. 5%
年 齢	30~39 才	40~49 才	50~59 才	60 才以上	計	
登録者数(人)	502	526	355	758	3, 267	
構成比(%)	15.4%	16. 1%	10.9%	23.2%	100.0%	

【町立図書館 登録者数 (年間有効登録者数) (平成27年3月末現在)】

年 齢	0~6才	7~12才	13~15 才	16~18 才	19~22 才	23~29 才
登録者数(人)	147	574	135	61	74	201
構成比(%)	4. 7%	18.3%	4.3%	1.9%	2.4%	6.4%
年 齢	30~39 才	40~49 才	50~59 才	60 才以上	計	
登録者数 (人)	540	474	378	556	3, 140	
構成比(%)	17. 2%	15. 1%	12.0%	17. 7%	100.0%	

令和元年 9 月に町立図書館が実施した、こども園保護者に対するアンケート調査結果によれば、子どもへの読み聞かせを週1回以上行っている保護者は82.1%となっています。また、ブックスタート事業※2などをきっかけに58.7%の保護者が、読み聞かせや町立図書館の利用回数などが増えたと回答しています。(p.31 資料4参照)

一方、町立図書館の利用については、利用していない保護者の 60.2%が「行く時間がない」45.9%が「本を返すのが手間」と回答しており、多くの保護者が多忙感で図書館を利用していないことがうかがわれます。(p.32資料4参照)以上のことから、一次計画における町全体の取組により一定の成果がみられるものの、引き続き町内の家庭・学校等・地域が連携・協力し、子どもたちの発達段階に応じた読書環境づくりや広報・啓発活動を推進することが求められています。

※1「年間有効登録者数」

図書利用券を持つ人(登録者)のうち、当年度内に貸出しサービスを利用した人の数。

※2「ブックスタート事業」

0歳児と保護者を対象に、乳幼児検診時絵本や資料が入ったセットを手渡し、絵本 との出会いを促す事業。

5. 発達に合わせた読書環境づくり

子どもの成長や読書の発達段階には個人差がありますが、各年代の成長段階において以下のような環境づくりを啓発・推進していきます。

【胎児期】~ママからの語りかけ~

胎児期は、お腹の中で赤ちゃんが五感や脳を発達させている時期です。器官の発達が進むと、お腹の中でも音が聞こえているといわれています。絵本の読み聞かせなどで胎児にお母さんの声を届けることで、赤ちゃんが生まれてきたときにお母さんの声を認識して安心したり、お母さん自身も穏やかな時間を持つことで心が安定します。

【乳児期(0~2歳)】~家庭での触れ合い読書の支援~

この時期の赤ちゃんは周りの語りかけからことばを習得していきます。肌のぬくもりを感じながら肉声による語りかけや歌を聞くことは、親子の絆を深くします。やがて、獲得したことばでコミュニケーションを図るようになる際も、絵本はその成長を助けてくれます。

この時期の子どもは自分で本を選ぶことができないため、乳児のための本を選ぶ大人 への支援を行います。読み聞かせの習慣化など、家庭で子どもの読書環境を作るフォローを行います。

【幼児 (3~5歳)】~すべての子どもが本に触れ合える機会づくり~

こども園に入り、集団での体験を通じて心身ともに飛躍的に成長する段階です。絵本の内容を理解して想像力を膨らませたり、言葉の面白さを理解できるようになってきます。文字を覚え始める時期でもありますが、他者との関わりの中で様々な絵本と出会う機会を作ることが大切です。

物語絵本だけでなく、科学絵本など想像力を育む様々な絵本と出会う機会をつくり、 生活の中で絵本に親しめる環境づくりが必要です。

【小学校 低学年】~聞く読書と読む読書を可能にする環境づくり~

読書が、聞く読書だけでなく、自ら絵や文を読む読書にも広がっていく時期です。他者の手助けで本との出会いを果たしながら、自分で読書の世界を広げていくことができるようになっていきます。学校図書館を利用することで、より本が身近になります。学校生活の中で読書を習慣化させることが大切です。

絵本を一人で読めるようになった子どもに対しては、文章を中心とした本を楽しむ力 を育てていきます。

【小学校 中学年】~読みたい気持ちをサポートする~

興味の幅が広がり、読書活動に個人差が出てくる時期です。多読を通じて読む力を身に付けますが、自ら読みたい本を選ぶことはまだ難しいためサポートが必要になります。 読書から離れてしまわないように、本の世界と子どもをつなぐ取組が必要です。

学校と家庭が協力してサポートしていく必要があります。

【小学校 高学年】~読書を通じて世界を広げる、人生の糧になる読書の 機会を提供~

自分で本を選び、本の内容に共感し知識を自らのものにできるようになってきます。 読書に対する姿勢や能力に開きが出ている時期です。楽しみが多様化し読書離れする子 どももいるため、魅力的な本がいつでも手に取れるようにすることが大切です。

読書を通じて自分の考えを広めたり、生活に活かしたりすることができるよう、読む 力を伸ばす支援を行っていきます。

【思春期 (中学生~高校生等)】~幅広い興味と思索を深める、個人のニーズ に合わせた読書環境づくり~

多様なものに関心を持ち、社会とそれぞれの個人がつながっていく時期です。流行に流されがちですが、一方で自我を持ち、内面の葛藤を抱えながら心身ともに成長を重ねていきます。ひとりの人間として進学・就職といった将来を考えるなど、悩みの多いティーンズ世代に寄り添える読書環境の整備が必要です。

第2章 計画推進のための方策

1. 家庭における読書活動の推進

家庭では、幼いころから身近な大人に本を読んでもらい、読書の楽しさや感動を共有することが大切だと言われています。

共働きで忙しい保護者が増えるとともに、スマートフォン、タブレットなど新たな情報メディアの普及は子どもの読書環境に大きな影響を与えています。こうした環境の中でも、保護者自身が日頃から読書に親しみ子どもを中心に家族で本を読んだり、話し合う家読(うちどく)※3の取組を行う事で、家族の絆を一層深めることができます。さらに、身近な大人が本に親しむ姿を見せることが、子どもが読書に興味を持ち、自主的な読書につながるきっかけ作りになります。

[1] 一次計画の取組と成果

① 家庭での読み聞かせ

ブックスタート事業等により、乳幼児 検診時に絵本と読み聞かせの案内が届 けられ、すべての家庭で読み聞かせを行 うことができる環境となっています。

令和元年9月に町立図書館がこども 園保護者に実施したアンケート調査結 果によれば、子どもの本を選ぶ際には、 子どもが選んだものを参考にする人が



84.8%と最も多く、保護者は読んでほしい本より、子どもが読みたい本を選ぶ傾向にあります。一方、町立図書館やこども園からのおたよりに載っているおすすめの本を参考にしている家庭は11%でした。

また、子どもに週1回以上読み聞かせを行っている家庭は82.1%、そのうち毎日行っている家庭は22.9%となっており、多くの家庭で毎週何らかの形で読み聞かせが行われています。

※3「家読(うちどく)」

「家庭(家族)読書」の略称で、家族で一緒に本の世界を楽しみ、コミュニケーションを深めることを目的とした運動。

② 家庭での読書環境づくり

図書館を利用する家族といえば母親と子どもがほとんどでしたが、父親や祖父母など母親以外の家族と子どもが一緒に図書館を利用したり、読み聞かせ講座など図書館が開催するイベントに参加する家庭が増えています。少しずつ家族ぐるみで読書への関心が高まってきています。

③ 家読(うちどく)の推進

小学校の宿題で家読が取り入れられたり、町立図書館に家読コーナーが設置され「家読おすすめ本リスト」が中学生以下の年齢の子どもがいる家庭に配布されました。家読(うちどく)が家庭に徐々に浸透してきています。



「2]課題

① 保護者の理解

共働き世帯が増加しており、保護者が忙しくなっていますが、子どもと 一緒に読書する時間を作ることが求められています。

② 情報メディアの普及への対応

情報メディアの普及が近年急速に進み、子どもたちの生活環境が大きく変化したことが、本に親しむ時間を減少させる一因となっています。前記アンケート調査結果によれば、情報メディアを毎日利用するこども園児の割合は52.6%でした。この割合は一般的に小学生、中学生と年齢が上がるにつれて上昇します。子どもの自主性に任せるだけではなく、家庭内で情報メディアの利用ルールを決めて読書の時間を作ることが必要です。

[3] 家庭における取組

ア 家庭の取組

① 家庭での読み聞かせ

読み聞かせをすることにより、乳幼児期だけでなく、自分で文字を読めるようになってからも家族間のコミュニケーションが深まります。子どもが選ぶ本だけではなく、図書館やこども園、学校が発行する「おすすめの本」リストの本なども活用しましょう。

【具体的な取組方策】

- ・家庭での読み聞かせの実践(継続)
- 「おすすめの本」などのリストの活用(継続)
- ・町立図書館、学校図書館、園の絵本の部屋(コーナー)などの活用 (継続)

② 家庭での読書環境づくり

図書館から本を借りてくるなどして、家庭でいつでも本を手にとれる状態にしたり、スマートフォンなどの利用についてルールを作ることにより、家庭で読書する時間を生み出すなど、読書環境を整えることが大切です。また、保護者自身が読書を楽しむことが、子どもの読書への関心を引き出します。

【具体的な取組方策】

- ・親子で読書を楽しむ時間を生む工夫(継続)
- ・講座・講演会への参加(継続)

③ 家読(うちどく)の推進

図書館や保育園・こども園、小中学校で家読(うちどく)に関する様々な取組や活動が行われています。興味あるものに参加してみるなど、それらを活用しながら家庭での読書を楽しみましょう。

【具体的な取組方策】

・家読(うちどく)に関する取組への参加(新規)

イ 町の取組

① 保護者の啓発

保育園・こども園では、園だよりや、保護者が集まるあらゆる機会を利用して、読書についての情報発信を継続して行います。

小中学校では、読書体験の大切さを家庭へ発信するとともに、町立図書館と連携し、様々な機会を通じて保護者に家読(うちどく)の推進に関する啓発を行います。また、町内小中学校で足並みをそろえてメディアコントロール※4の重要性を各家庭に伝え、読書の時間を確保していきます。

図書館では、「図書館だより」、「社会教育だより」やホームページ等を通じて、「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」、家読(うちどく)等の各種図書館事業や読書に関する様々な情報を提供し、子ども読書活動について理解と関心を深めるための広報・啓発に努めます。

【具体的な取組方策】

(保育園・こども園)

- ・園だよりやクラスだより等を活用した保護者への啓発(継続)
- ・入学説明会や参観日等を利用した保護者への啓発(継続)

(小中学校)

- 「家読(うちどく)デー」の推奨(新規)
- 家庭におけるメディアコントロールの推進(新規)
- ・学校のホームページや、学校だより・図書館だより等による保護者へ の啓発(継続)

(図書館)

- ・ホームページを活用した本の紹介 (継続)
- 広報やチラシなどによる読書活動の推進 (継続)

② 家読(うちどく)の推進

図書館や保育園・こども園、小中学校で家読(うちどく)に関する様々な取組や活動を行います。

【具体的な取組方策】

家読(うちどく)に関する取組の実施(継続)

※4「メディアコントロール」

テレビの視聴やゲームなどをする時間をコントロールして、望ましい生活習慣を作り上げていくこと。

2. 学校等における読書活動の推進

〇 保育園・こども園

この時期の子どもたちは、初めての集団生活の中で、保育士や幼稚園教諭から読んでもらう絵本や紙芝居の面白さを体感しながら、豊かな言葉を育んでいきます。日常の保育や教育の中に積極的に読書活動を取り入れることは、子どもたちが読書に親しんでいくための基礎となります。

また、園の中での読み聞かせは、家庭とは違った雰囲気や、他の子どもとの 交流・刺激により一体感を感じることができます。それにより、読書の幅が広 がり、家庭でも読書の機会が増えることが期待できます。

[1] 一次計画の取組と成果

① 本に親しむ機会の充実

定期的な読み聞かせをすべての園で実施しており、本も身近で親しみやすいものとなるよう子どもたちの発達段階や園生活に合わせたものが選ばれています。読み聞かせの後には、想像して絵を描く時間を作ったり、共通のイメージから劇遊び等の活動につなげています。

② 絵本の部屋の環境整備

絵本の部屋を設け、年齢に合わせた 蔵書の整備を多くの園で行っていま す。また、絵本の部屋を設けられない園 では、玄関前などに絵本コーナーを配 置し、子どもが絵本に親しみやすい環 境を整えました。

職員のスキルアップのために、園内 研修を開催したり、外部研修に参加し



た職員は、園内研修で他の職員へ伝達するなど情報を共有しています。

③ 家庭への絵本の貸出し

頻度の違いはありますが、すべての園で定期的に絵本の貸出しを行っています。前記アンケート調査結果によれば、子どもの本の入手方法の中で最も多いものは、「こども園でかりる」で 78.0%でした。こども園の貸出しが、子どもたちが気軽に絵本に触れ合うきっかけづくりになっています。

④ 町立図書館・ボランティアとの連携

町立図書館から大型絵本や紙芝居等を借り受け、読み聞かせや展示に活用することにより、子どもたちが本を手にとれる環境を整えました。また、図書館訪問事業※5を利用し令和元年度には、こども園園児が1人あたり年3回図書館で読み聞かせを体験しています。

ボランティアと連携して定期的な読み聞かせ会を開催していた園があり、ボランティア目線での選書は職員の参考になりました。

⑤ 家庭への広報・啓発

園だよりやクラスだよりで園での読み聞かせの様子や先生のおすすめ の絵本などを紹介しました。

参観日に親子で一緒に絵本を読む時間を設けたり、クラスでの読み聞かせの様子を見てもらいました。

保護者会や入園説明会等で、読み聞かせの大切さを説明しました。

「2]課題

① 保護者への働きかけ

共働き世帯が多く、スマートフォンなどの利用が大変増えており、家で 平日に時間を作って絵本を読んであげることが難しい状況です。

家庭の事情に寄り添いつつ、絵本や読み聞かせの大切さを伝えていくことが課題となっています。

家庭での読み聞かせがより充実するように、保護者への啓発を計画的に 行うことが必要です。

② 環境の整備と職員のスキルアップ

園生活の中で子どもたちが気軽に絵本に触れ合える環境を整え、職員の 資質向上に努めることが求められます。

※5「図書館訪問事業」

こども園等の町内各種団体が図書館を訪問し、本を借りたり、図書館職員による読み聞かせ等を体験する事業。

[3] 保育園・こども園の取組

① 本に親しむ機会の充実

日々の園生活の中で定期的に読み聞かせの時間を設け、すべての子どもたちが絵本に親しむことができるように機会の充実を図ります。

【具体的な取組方策】

- ・園生活の中での計画的・定期的な読み聞かせ(継続)
- ・発達段階や障害に応じた多様な読書支援(継続)

② 絵本の部屋 (コーナー) の整備

図書館の団体貸出し※6を活用し、絵本の部屋(コーナー)の読書環境の 充実を図ります。子どもの成長に合わせて本を選び、子どもの興味を引き 出すことができるよう展示を工夫します。

研修により職員のスキルアップを図ります。

【具体的な取組方策】

- ・絵本の部屋(コーナー)の整備(継続)
- ・年齢に合わせた蔵書の整備(継続)
- ・職員研修によるスキルアップ(継続)

③ 家庭への絵本の貸出し

定期的に家庭へ絵本の貸出しを行うことにより、家読(うちどく)を推進します。また、貸出しを行う際は、担任の言葉や図書館だよりなども一緒に添え、読み聞かせの大切さを伝えます。

【具体的な取組方策】

家庭への定期的な絵本の貸出し(継続)

④ 町立図書館との連携

町立図書館の団体貸出しを定期的に利用し読み聞かせや絵本の部屋(コーナー)を充実させます。また、図書館訪問事業を活用し、幅広い読書活動につなげます。

【具体的な取組方策】

・町立図書館訪問事業の活用(継続)

※6「団体貸出し」

町立図書館が、町内各種団体に対して原則1ケ月間100冊を上限に図書館資料を貸し出す制度。

⑤ 保護者の啓発(再掲)

園だよりや、保護者が集まるあらゆる機会を利用して、読書についての 情報発信を継続して行います。

【具体的な取組方策】

- ・園だよりやクラスだより等を活用した保護者への啓発(継続)
- ・入学説明会や参観日等を利用した保護者への啓発(継続)

〇 小中学校

子どもが読書習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。 学校図書館が子どもたちにとって身近で楽しい場所であるとともに「学習・情報センター」としての機能を十分に果たせるよう学校図書館図書標準※7を踏まえた幅広い資料を収集・提供します。

また、学習指導要領の改訂等もあり、子どもたちの読書環境は大きく変化していきます。これからも読書環境の多様なニーズに応えていくため、町立図書館やボランティア、子どもの読書活動に関わる関係機関との連携は大切です。

[1] 一次計画の取組と成果

① 学校図書館の整備・充実

学校図書館図書標準を踏まえて蔵書の整備を進めています。また、館内でのサインを工夫するなど子ども達が本を手に取りやすい環境を整えました。

調べ学習においても町立図書館の団体 貸出しを活用して必要な資料をそろえ「学 習・情報センター」としての役割を果たし ています。



※7「学校図書館図書標準」

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定されたもの。学校の規模に応じて目標蔵書冊数が定められている。

平成29年度には町内小中学校と町立図書館との間で書誌情報※8がオンラインでつながりました。

平成 30 年度には町内全ての学校図書館で冷暖房の整備が完了し、快適な読書環境になりました。

② 司書教諭※9、学校司書※10の配置

町内全ての小中学校に司書教諭・学校司書が配置されています。

小学校では、平成 28 年度より読書旬間にブックトーク※11 を始めました。ビブリオバトル※12 を行った小学校もあります。

町立図書館における研修により職員のスキルアップに努めました。

図書委員のアイディアを活用し、本を手に取るきっかけづくりを工夫しました。

中学校では、ビブリオバトルなど新しい取組を行い、読書旬間事業を充 実させました。

図書委員の子どもたちが、子どもたち同士で図書館の利用を勧める姿も見られます。

※8「書誌情報」

タイトル、著者名、出版社等本を探すために必要な情報。

※9「司書教諭」

学校図書館の専門的職務に関する資格を有する教諭。平成 15 年度より 12 学級以上の学校に司書教諭の配置が義務づけられている。

※10「学校司書」

学校図書館の業務に携わる職員で、図書の貸出しや選書・整理等を行う。平成 27 年度より、学校司書の配置が努力義務となっている。聖籠町では、すべての小・中学校に配置されている。

※11「ブックトーク」

読書案内の手法の一つ。読み聞かせと異なり、あるテーマに沿って何冊かの本を紹介することで、読書意欲を喚起することを目的とする。

※12「ビブリオバトル」

本の紹介を中心としたコミュニケーションゲーム。発表参加者が読んで面白いと思った本を持って集まり、1人ずつ本の紹介とディスカッションを行う。全ての発表の後、どの本が読みたくなったか投票を行い、「チャンプ本」を決める。

③ 読書時間の確保・読書の習慣化

朝読書を継続し、読書の習慣化を図りました。

「親子読書」など呼称が様々だった家庭における読書の取組を平成28年度より「家読(うちどく)」に統一し家庭への浸透を図るように努めています。

④ 町立図書館・ボランティアとの連携

町立図書館における研修により職員のスキルアップに努めました。ブックトーク、ビブリオバトルなどを町立図書館と連携して実施しています。

平成 30 年度からは、町内全ての小学校で地域のボランティアによる読み聞かせが行われ、読書を通じて地域の人との交流も深まっています。

「2]課題

① 学校図書館の整備・充実

学校図書館図書標準を目安に、新刊本の購入と情報の古い本や傷んだ本の除籍を行う必要があります。

また、各小中学校・町立図書館をつないだシステムをデータベースとして活用するため、書誌情報を整理し統一する必要があります。

② 司書教諭、学校司書の配置

小学校3校共に、学年が上がるにつれて学校図書館の利用が落ちる傾向にあります。小学校・中学校を通じ子どもの発達段階に応じて本に親しむ機会を提供するため、また、障がいのある児童・生徒の特性、生活経験などを考慮して適切な読書環境を整えていくために、専門知識を持った学校司書が継続的に配置される必要があります。

③ 読書時間の確保・読書の習慣化

授業での読書、朝読書などに加え、調べ学習における学校図書館の活用など規則的な読書時間の確保が望まれます。

また、家庭で過ごす時間の中で、子どもが情報メディアに触れる時間が 年々増加しています。生活習慣に対する意識を高め、家読(うちどく)の 時間を確保するためにも、メディアコントロールに取り組む必要がありま す。

④ ボランティアとの連携

地域のさまざまな大人との関わり合いがある事で、読書が生活に根づいていきます。読み聞かせだけでなく、本の修理など学校図書館の運営を支援するボランティアの育成も望まれます。

「3] 小中学校の取組

① 学校図書館の蔵書の整備・充実

児童・生徒の様々な興味、関心、必要性などに応える魅力的な学校図書館となるよう、情報が古くなった図書資料の更新を行うとともに、学校図書館図書標準を踏まえた図書資料の計画的整備・充実を進めます。

【具体的な取組方策】

学校図書館図書標準を踏まえた蔵書の整備・充実(継続)

② 司書教諭・学校司書の配置

学校図書館を魅力的な本と出会える「読書センター」として、調べ学習に対応する「学習・情報センター」として活用するために、司書教諭・学校司書の継続した配置が望まれます。

司書教諭・学校司書は、子どもたちが本を読むことに興味を持てるような事業や仕掛けを行います。

【具体的な取組方策】

- ・学校司書による読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトルなどの実施(継続)
- 読書旬間事業の充実(継続)

③ 学校図書館を活用した授業の推進と施設の充実

学校図書館を調べ学習に活用できるよう蔵書の充実を図り、「学習・情報 センター」として教職員が積極的に活用していくよう努めます。

配架やサインを工夫することで、本の魅力を高め、子どもたちが本を探 しやすくします。

【具体的な取組方策】

- ・本を活用した調べ学習の充実(継続)
- 利用しやすい配架やサインによる環境整備(継続)

④ 読書時間の確保・読書の習慣化

朝読書など目標を設定し、担任が一緒に読書をすることにより子どもたちの読書意欲を喚起し、読書習慣を身に付けるようにします。

【具体的な取組方策】

・「朝読書」などの読書時間の確保(継続)

⑤ 学校図書館利用指導

年間計画に沿って規則やマナー、検索の仕方等学校図書館の活用に関する基礎的・基本的能力を育成します。また、子どもたちの主体的な図書委員会活動の支援に努めます。

【具体的な取組方策】

- ・学校図書館利用に関する基礎的・基本的能力の育成(継続)
- ・図書委員会活動の支援(継続)

⑥ 学校内の協力体制の確立

司書教諭や学校司書が中心となり、校長の指導のもと、校内研修等を通じて教職員全体の共通理解を図り、校内の体制づくりに努めます。

【具体的な取組方策】

・教職員研修の充実(継続)

⑦ 学校図書館に係る情報ネットワークの活用

学校及び町立図書館相互の間でオンライン化したシステムを活用する ため、書誌情報の整理を進めます。

【具体的な取組方策】

・書誌情報の整理(新規)

⑧ 町立図書館・ボランティアとの連携

町立図書館の団体貸出しを利用し、学級文庫や学習のための資料の充実を図り、朝読書等にも役立てます。仕事場見学や職場体験等の授業でも町立図書館を利用し、身近に感じられるよう活用します。

また、地域学校協働本部※13 の子どもサポーター※14 による定期的な読み聞かせや図書整理の実施等、読書環境づくりに努めます。

【具体的な取組方策】

- ・町立図書館の団体貸出しの活用(継続)
- ・授業での町立図書館利用促進(継続)
- ・ボランティアによる読み聞かせ会・図書整理等の実施(継続)

⑨ 保護者の啓発 (再掲)

読書体験の大切さを家庭へ発信するとともに、町立図書館と連携し、 様々な機会を通じて保護者に家読(うちどく)の推進に関する啓発を行い ます。

町内小中学校で足並みをそろえてメディアコントロールの重要性を各家庭に伝え、読書の時間を確保していきます。

【具体的な取組方策】

- 「家読(うちどく)デー」の推奨(新規)
- 家庭におけるメディアコントロールの推進(新規)
- ・学校のホームページや、学校だより・図書館だより等による保護者への啓発(継続)

※13「地域学校協働本部」

地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支えていく活動(地域学校協働活動)をコーディネートする組織。

※14「子どもサポーター」

聖籠町において、教育活動の手伝いをするボランティアのこと。

3 町立図書館における読書活動の推進

町立図書館の基本方針の1つとして「子どもたちの心を豊かに育む図書館」 を掲げ、児童サービス※15に力を注いでいます。

子どもたちにとって町立図書館は、読書活動を推進するうえで拠点となる施設です。本の貸出しやおはなし会等のイベント開催のほか、小学校への移動図書館車の巡回、団体貸出し等、様々な形で子どもの読書活動を支援しています。

今後も、子どもの読書活動の意義や重要性を、保育園・こども園・小・中学校、ボランティア団体等と連携・協力し、様々な機会を通して家庭や地域に発信していきます。

[1] 一次計画の取組と成果

① 児童書の整備

すべての子どもたちが、発達段階に合わせて読書の楽しさを知り、知識を深めることができるよう資料の整備を進めてきました。児童書は平成26年度末の42,999冊から令和元年度末現在50,057冊となり、全蔵書の33%を占めています。これに伴い児童書の貸出冊数も平成26年度43,188冊から令和元年度65,789冊へと増加しています。



② 子どもと本をつなぐ事業の開催

定例の「読み聞かせ」「季節のおはなし会」など、様々なイベントを開催し、子どもたちが本に親しむ機会を提供してきました。中でも図書館の「訪問事業」により、町内こども園園児の全てが図書館で読み聞かせを楽しみ、図書館のマナーも学ぶことができました。

※15「児童サービス」

公共図書館が提供するサービスの中で、乳幼児からティーンズ(主に中学生・高校生)までを対象とするもの。

移動図書館車については、各小学校の 子どもたちの興味に合わせて本を選ん でいるため子どもたちは巡回を楽しみ にしています。

各小学校、こども園、保健福祉センターと連携し「うちどくノート」の配布やうちどくノートを利用した展示などにより、家庭で楽しみながら読書を行うことについて保護者の理解を深めました。



③ ティーンズ向けサービスの充実

ティーンズ向けの蔵書数を増やし、中学生・高校生が興味を持つようテーマ展示を充実させました。

ティーンズを対象にしたビブリオバトルや、聖籠中学校卒業生などティーンズに身近な講師によるイベント「教えて!先輩」を通じ、本との出会いの場を広げました。

試験前や夏休み等には、ティーンズによるグループ学習室の利用が増加 し、本を手に取って借りていく姿も見受けられるようになりました。

[2] 課題

① 保護者が参加しやすい事業づくり

一般来館者のおはなし会への参加者数が減少傾向にあります。

共働きなどで多忙な保護者が参加しやすいように事業を工夫する必要 があります。

② 新たなボランティアグループの育成

新規ボランティアグループの育成のため「昔語り講座」(読み聞かせ講座) を実施しましたが、結成には至りませんでした。

ボランティアの活動が維持されるよう新たなボランティアを育成して いく必要があります。

「3] 図書館における取組

① 児童書の整備

子どもたちの年齢や発達段階に応じた資料の充実を図ります。また、コーナーの設置やテーマ展示を行うことにより、蔵書の活用を促します。

障がいのある子どもたちへの支援のため、障がいに応じた資料の収集と整備を行います。

【具体的な取組方策】

- 年齢に合った資料の収集と提供 (継続)
- ・「よい絵本」「おすすめの本」コーナー設置 (継続)
- ・特別な支援が必要な子どもたちへの環境整備 (新規)

② 子どもと本をつなぐ事業の開催

ボランティア等の協力を得ながら館内外で絵本の読み聞かせ等を行い、 子どもたちが読書に親しむ機会を提供します。また、親子で楽しみながら 本に親しめる様々な事業を実施します。

【具体的な取組方策】

- ・定期的な読み聞かせの会の開催 (継続)
- ・出張おはなし会の開催 (継続)
- ・子ども向け事業の実施 (継続)

③ ブックスタート事業等の実施

生後4か月健診時に絵本と読み聞かせの案内が入ったパックをプレゼントし、読み聞かせの大切さを伝えるブックスタート事業、そのフォローアップとして1歳6か月健診時に成長に見合った絵本をプレゼントするブックスタートプラス事業を関係機関と連携を図りながら継続して実施します。

【具体的な取組方策】

- ・マタニティママへの啓発 (新規)
- ・ブックスタート事業、ブックスタートプラス事業の実施 (継続)

④ 「図書館見学」や「職場体験」の受入

図書館の利用方法や読書の楽しさを伝えるためこども園、小中学校からの見学を受け入れます。

図書館の仕事を体験し図書館の利用を進めるため「1日子ども図書館 員」や「職場体験」を実施します。

【具体的な取組方策】

・図書館見学や職場体験の受入 (継続)

⑤ 団体貸出しの推進

各関係機関の蔵書を補うことにより子どもたちの読書活動を充実させる ため、定期的に団体貸出しを行います。

【具体的な取組方策】

・保育園、こども園、小・中学校、児童館※16 等への団体貸出しの推進 (継続)

⑥ 移動図書館車「ふれあい文庫」の巡回

町内の3小学校を巡回し貸出しを行うことにより、1人で来館すること が難しい子どもでも図書館の本に親しめる機会を提供します。

【具体的な取組方策】

・移動図書館車の巡回 (継続)

⑦ ティーンズ向けサービスの充実

ティーンズ世代に図書館や読書に興味を持って貰えるようティーンズコーナーを活用した様々な事業を行い、本との出会いの場を広げます。

【具体的な取組方策】

- ・ビブリオバトルの実施 (継続)
- ・「おしえて!先輩」事業の実施 (継続)

※16「児童館」

児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設の一つであり、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設」のこと。

⑧ ボランティアとの協働

図書館の事業や学校に出向いての「お話しを聞く会」など、ボランティアグループとの連携を図るとともにその活動を支援します。

また新たなボランティアの育成に努めます。

【具体的な取組方策】

- ・ボランティアグループとの共催事業の実施 (継続)
- ・新たなボランティアの育成 (読み聞かせ講座等) (継続)

⑨ 読書活動の広報・啓発 (再掲)

「図書館だより」、「社会教育だより」やホームページ等を通じて、「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」、家読(うちどく)等の各種図書館事業や読書に関する様々な情報を提供し、子ども読書活動について理解と関心を深めるための広報・啓発に努めます。

【具体的な取組方策】

- ・ホームページを活用した本の紹介 (継続)
- ・広報やチラシなどによる読書活動の推進 (継続)

⑩ 子どもの読書活動に関わる関係機関・団体との連携

こども園、小中学校など、図書担当職員及び関係機関・団体所管課の職員を対象に定期的に会議を開催し、子どもの読書活動に関する情報の共有と意見交換を行います。

【具体的な取組方策】

- ・こども園・学校図書館担当者との連絡会議の開催 (継続)
- ・子ども読書推進会議の開催 (継続)

① 職員研修と人材育成の推進

読み聞かせやブックトーク等研修の機会を設け職員の資質向上に努めます。

児童担当職員を育成し、児童サービスの充実に努めます。

【具体的な取組方策】

- ・研修による職員の資質向上 (継続)
- ・児童担当職員等の育成 (継続)

4. 関係機関・団体等の連携、協力

聖籠町には、親子が検診などに訪れる保健福祉センターや児童館、放課後児童クラブ※17など子どもたちに適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る場があります。子どもたちが読書に親しむことができるよう環境を整え、町立図書館からの団体貸出しや出前の読み聞かせを中心に、子どもたちが図書に触れ合う機会を積極的に増やしていきます。

[1] 一次計画の取組と成果

保健福祉センター、児童館、放課後児童 クラブは、それぞれ図書の不足分を補うた め町立図書館からの団体貸出しを利用する ことにより読書環境の整備に努めました。 またこれらの施設へ町立図書館職員が出向 いて読み聞かせを行うことなどにより、図 書の利用へとつなげました。



「2]課題

どの施設も常設の資料については寄贈本等で対応するなど、子どもたちの発達段階に応じた基本図書が不足しています。引き続き町立図書館の団体貸出しなどにより蔵書の整備を進めるとともに、読み聞かせ等各種事業について関係機関が連携することにより読書環境を充実させていくことが必要です。

※17「放課後児童クラブ」

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後適切な遊び や生活の場を与え、その健全育成を図る事業。町内の3小学校区で開設されている。

[3] 関係機関・団体等の取組

① 保健福祉センター(保健福祉課)

町立図書館の団体貸出しを利用し、保健福祉センターを訪れる親子が、 いつでも絵本に触れることができるようにします。

町立図書館と保健福祉センターが連携して子育て支援事業を実施し、子どもの読書活動の推進につなげます。

【具体的な取組方策】

- ・町立図書館の団体貸出しの活用 (継続)
- ・ブックスタート事業などの実施 (継続)
- ・マタニティママへの啓発 (新規)



② 児童館・育児サークル (子ども教育課)

児童館では子どもたちが日常の遊びの中で、楽しく読書に触れ合うことができるよう図書コーナーの充実を図ります。 育児サークルの行事に町立図書館職員が参加するなど、日常的に多忙な保護者に対する支援を検討します。

【具体的な取組方策】

- 児童館における蔵書の整備 (継続)
- ・児童館における読み聞かせの推進 (継続)
- ・各集落の育児サークルでのおはなし会等の開催 (継続)

③ 放課後児童クラブ (子ども教育課)

子どもたちの発達段階に見合う本を町立図書館の団体貸出しを利用して備えます。また小学校の長期休業期間中は、町立図書館職員やボランティアの協力を得て読み聞かせを行うなど、子どもたちが読書活動に触れる機会を増やします。

【具体的な取組方策】

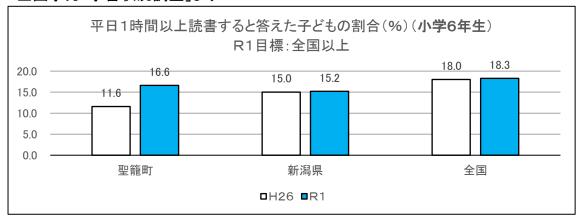
- ・町立図書館の団体貸出しの活用 (継続)
- ・放課後児童クラブにおける読み聞かせの推進 (継続)

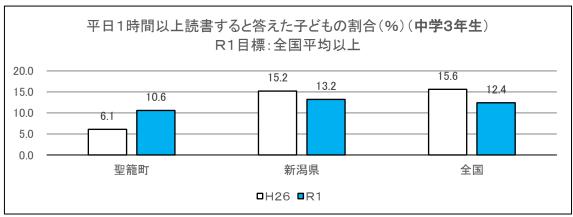
参考資料

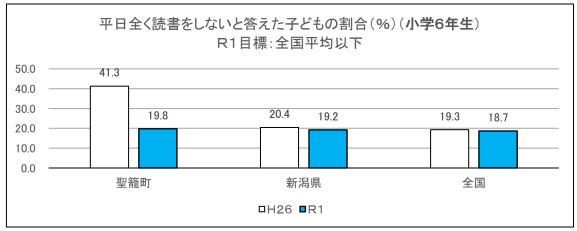
• 資料 1	一次計画における小中学校の数値目標と実績・・・・・・27
• 資料 2	学校図書館における児童・生徒一人当たり貸出冊数・・・・28
• 資料 3	一次計画における町立図書館の数値目標と実績・・・・・29
• 資料 4	こども園園児の読書活動に関する保護者アンケート調査結果 (抜粋) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
• 資料 5	移動図書館車の学校別一人当たり貸出冊数・・・・・・34
• 資料 6	町立図書館から小中学校への団体貸出冊数・・・・・・・35
• 資料 7	子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

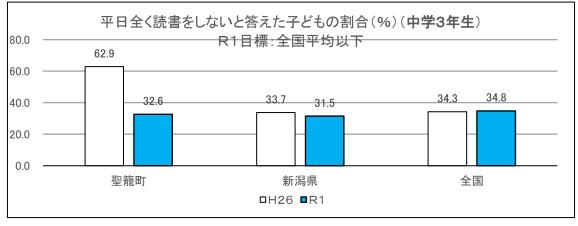
資料1 一次計画における小中学校の数値目標と実績

「全国学力・学習状況調査」より

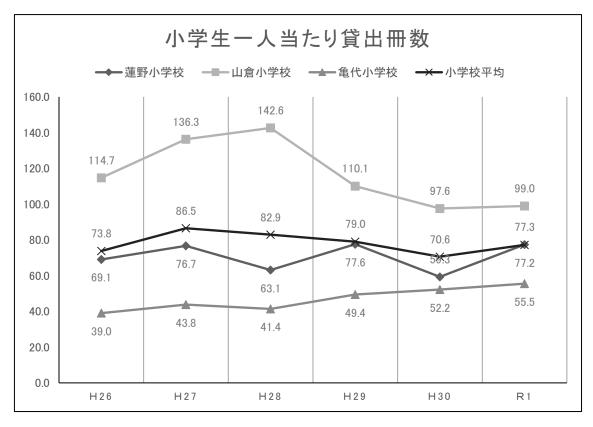


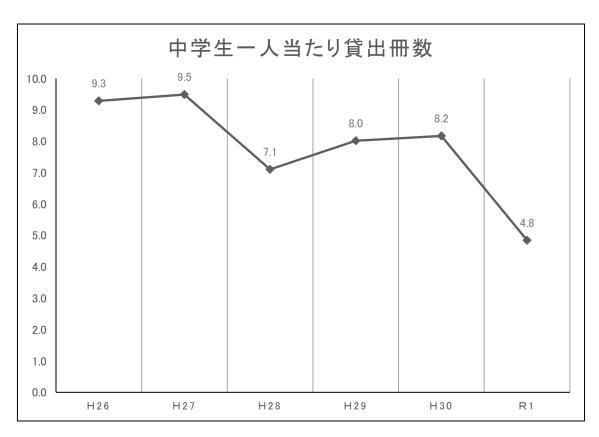






資料2 学校図書館における児童・生徒一人当たり貸出冊数





資料3 一次計画における町立図書館の数値目標と実績

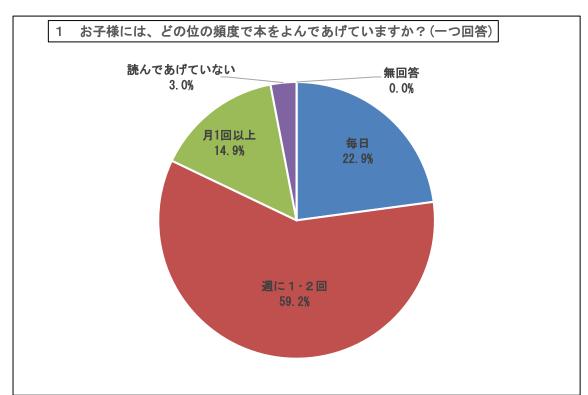
指標	H26	H27	H28	H29	H30	R1	目標値 (R1年度末)
児童図書貸出冊数	43, 188	62, 562	69, 068	66, 927	69, 497	65, 789	53, 000
0~18 歳貸出利用者数	5, 837	6, 981	7, 514	7, 965	8, 598	7, 351	7, 100
児童図書蔵書冊数	42, 999	44, 624	46, 645	47, 511	48, 846	50, 057	50,000
おはなし会(一般入館者)参加者数	598	628	716	526	526	503	700
団体貸出利用冊数	11, 272	18, 400	18, 594	20, 160	22, 577	21, 566	20,000

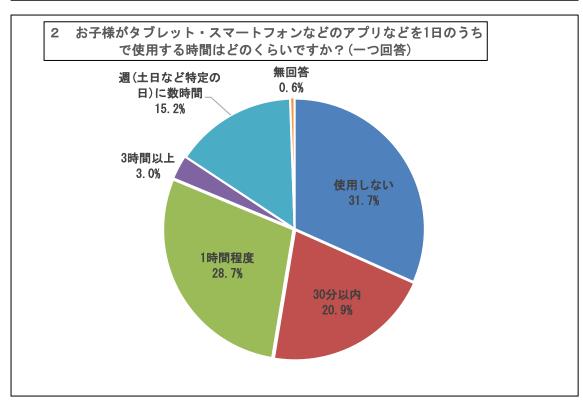
(参考) こども園と町立図書館が連携して行うおはなし会参加者数

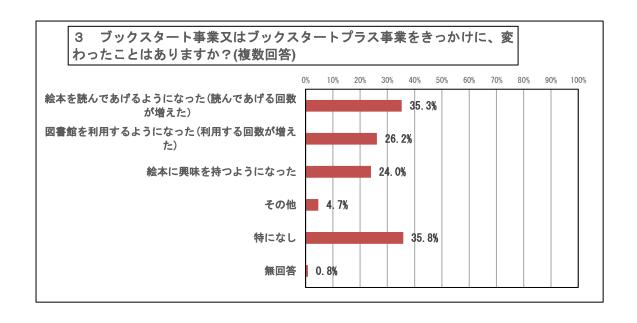
対 象 者	H27	H28	H29	H30	R1
こども園園児(館内)	1,602	1,811	1, 495	1, 384	1, 404
こども園園児(出張)	18	172	211	279	572
計	1,620	1, 983	1, 706	1, 663	1, 976

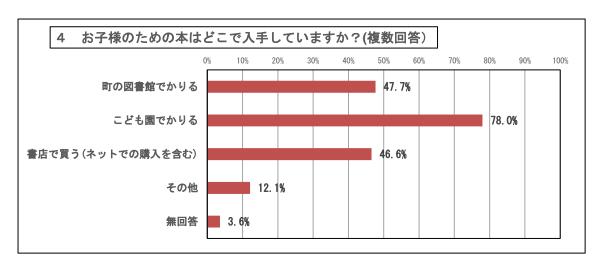
資料4 こども園園児の読書活動に関する保護者アンケート調査結果(抜粋)

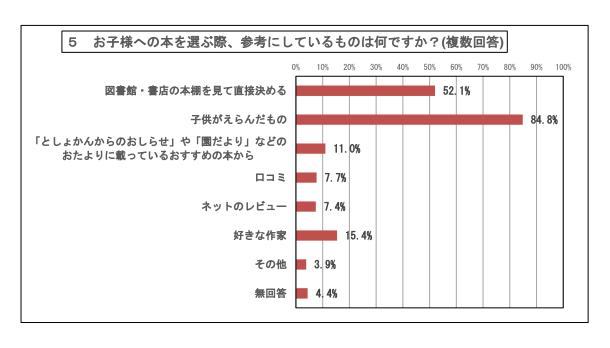
調査期日 令和元年9月13日~20日 対象者 亀代こども園、蓮潟こども園、蓮野こども園園児の保護者 対象者数 462人 回答者数 363人(回収率78.6%)

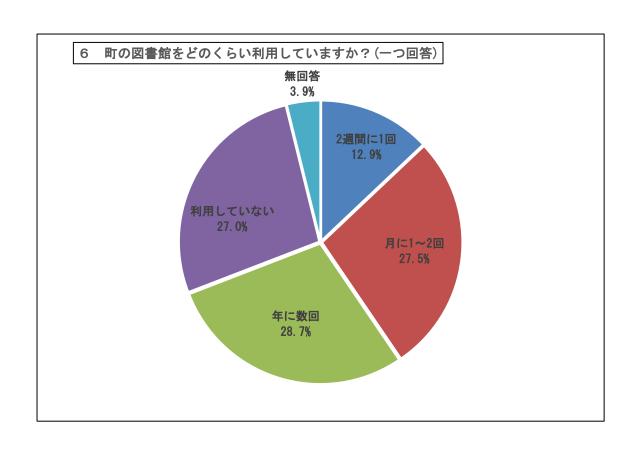


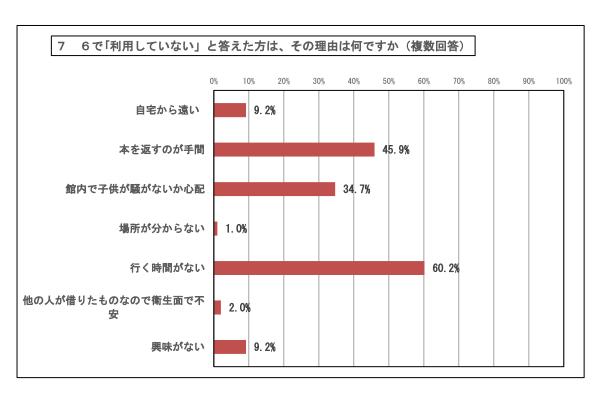


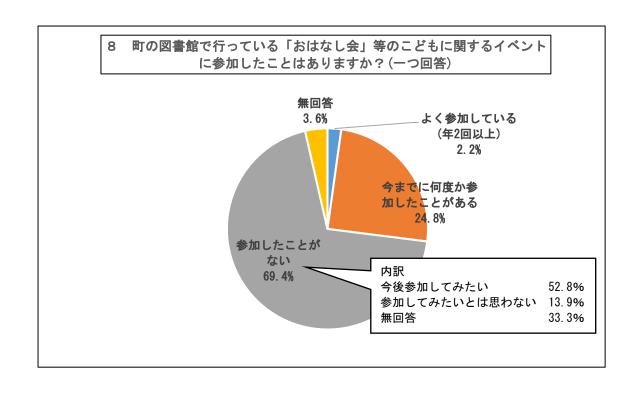


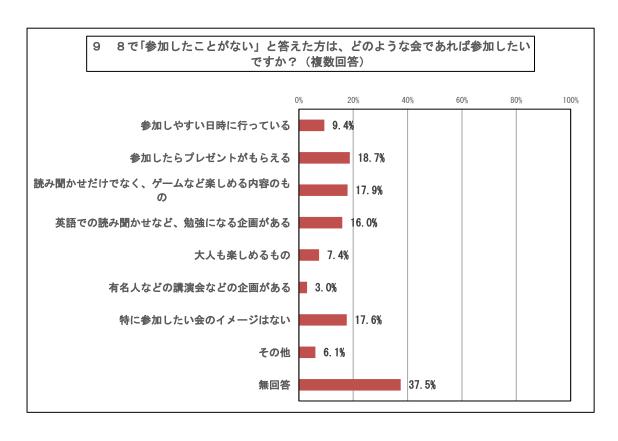




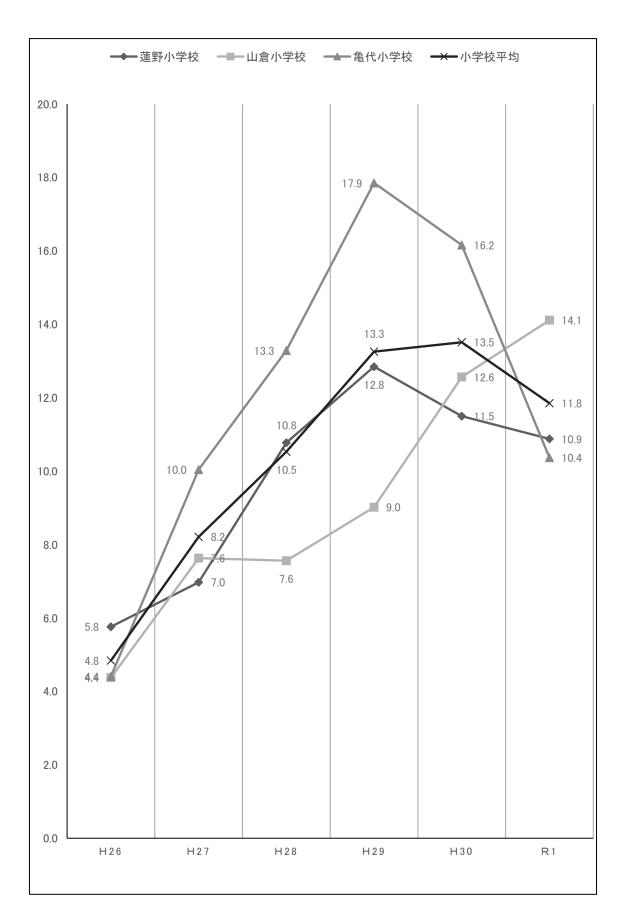




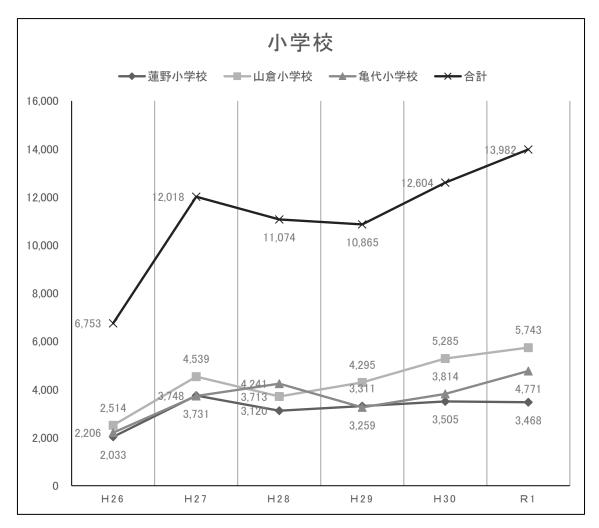


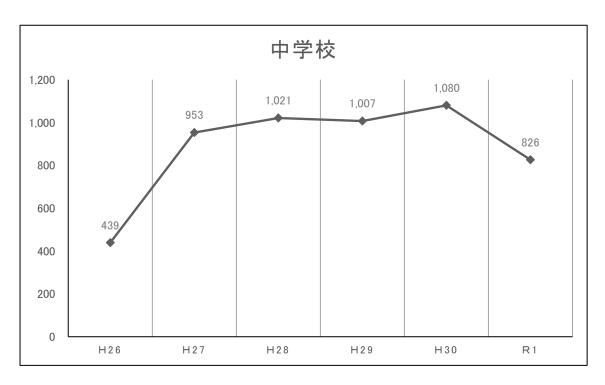


資料5 移動図書館車の学校別児童一人当たり貸出冊数



資料6 町立図書館から小中学校への団体貸出冊数





資料7 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書 活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に 積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る

ため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本 計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。 (都道府県子ども読書活動推進計画等)
- 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県 における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読 書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」 という。)を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画) を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動 推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画 の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努め なければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため 必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を 整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことが できる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子ど もの参加については、その自主性を尊重すること。

第二次聖籠町子ども読書活動推進計画

令和2年 月 聖籠町教育委員会

事務局:聖籠町立図書館

〒957-0117 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1560 番地 1

TEL 0254-27-6166 FAX 0254-27-6167

E-mail info@lib-seiro.jp